2 災害に備えた平常時の対策、体制の整備

1 ペットの災害対策に関する飼い主等への普及啓発

近年、犬や猫の飼育頭数は2,000万頭を超えていると言われているが、ペットの飼育に関する正しい知識や飼育するペットに対するしつけが十分でない飼い主もおり、自治体等がペット同行避難者への受け入れ体制を整えていたとしても、実際には、ペットとの同行避難の実施や避難所での適切な飼育が難しい場合がある。

また、名札やマイクロチップ等の所有者明示が十分でない状況であると、災害時に迷子になって保護されたペットが飼い主の元に戻れる確率がかなり低くなる。

飼い主による災害に備えたペットに対する対策とは、特別なことではなく、日頃のしつけや健康管理、所有者明示など適正な飼育をすることに他ならない。

以上のことから、自治体は動物愛護推進員や関係団体・機関と連携して、災害時のペットとの同行避難が受け入れられる、人と動物の共生する社会づくりを推進するとともに、平常時から行うべき対策や災害時の同行避難等について、飼い主等への指導、普及啓発を行う。

東日本大震災での事例

東日本大震災では、震災前より地域防災計画に同行避難について記載し、ペット救済マニュアルの作成、餌やケージなど物資の備蓄を行っていたにも関わらず、飼い主や市町村等の災害担当部署に「ペットとの同行避難」に関する意識が十分に浸透せず、多くの飼い主がペットを置いて避難したため、発災後の対応に苦慮した自治体がみられた。

この事例は、体制の整備だけではなく、飼い主への普及・啓発が重要であることを示している。

同行避難や避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育管理を推進するために、飼い主が備えておくべき事項について、以下に示す。

◆ 飼い主が備えておくべきこと

- 普段の暮らしの中での防災対策
- ペットのしつけと健康管理
- ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）
- ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- 避難所や避難ルートの確認等
- 災害時の心がまえ

(1) 普段の暮らしの中での防災対策

災害時にペットを守るためには、まず飼い主が無事でいることが重要である。そのためには、家具の固定等地震対策を行う必要があるが、ペットが普段いる場所にも配慮することで、ペットの安全にもつながる。

また、犬を屋外で飼育している場合は、ブロック塀やガラス窓、倒れやすい建物等、飼育場所の周囲に破損や倒壊するおそれのあるものがないか確認しておくとともに、首輪や鎖が外れたり切れたりして逃げ出すおそれがないか確認する。

(2) ペットのしつけと健康管理

飼い主が、いざペットを連れて避難しようとしても、ペットも突然の災害にパニックになり、いつもと違う行動を取る可能性がある。こうした状況で、人とペットが安全に避難するためには、普段からキャリーバック等に入ることを嫌がらないことや、犬の場合は、「待て」、「おいで」等のしつけを行っておく必要がある。

避難所におけるペットの飼育においては、ケージやキャリーバックに慣らしておくこと、人や動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、決められた場所で排泄ができることで、他人への迷惑を防止するとともに、ペット自身のストレスも軽減することができる。

また、避難所や動物救護施設においては、ペットの免疫力が低下したり、他の動物との接触が多くなるため、普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫の駆除を行い、ペットの健康、衛生状態を確保する。

さらに、不必要な繁殖を防止するため、不妊･去勢手術を実施しておく。不妊・去勢手術により、性的ストレスの軽減、感染症の防止、無駄吠え等の問題行動の抑制などの効果もある。

◎災害に備えたしつけと健康管理の例

犬の場合

- 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う。
- ケージ等の中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 不必要に吠えないしつけを行う。
- 人やほかの動物を怖がったり攻撃的にならない。
- 決められた場所で排泄ができる。
- 狂犬病予防接種などの各種ワクチン接種を行う。
- 犬フィラリア症など寄生虫の予防、駆除を行う。
- 不妊・去勢手術を行う。

猫の場合

- ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 人やほかの動物を怖がらない。
- 決められた場所で排泄ができる。
- 各種ワクチン接種を行う。
- 寄生虫の予防、駆除を行う。
- 不妊・去勢手術を行う。

(3) ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）

災害発生時には、やむを得ずペットを残して避難したり、ペットとはぐれてしまう場合もあるため、保護された際に飼い主の元に戻れるように所有者明示をしておく必要がある。外から見えて誰でもすぐにわかる迷子札等をつけるとともに、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着し、AIPO* に登録するといった対策をしておくことで効果を高めることが出来る。

また、犬の場合、狂犬病予防法に基づき、鑑札、狂犬病予防注射済票を飼い犬に装着する義務がある。

*AIPO　Animal ID Promotion Organization（動物 ID 普及推進会議）の略称。マイクロチップを利用した犬・猫等の家庭動物の個体識別を普及推進するため、（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本愛玩動物協会、（公社）日本獣医師会の 4 団体によって構成された組織で、（公社）日本獣医師会がマイクロチップのデータベースの登録・管理を行っている。マイクロチップ自体には、15 桁の数字が記録されているだけで、飼い主の住所・電話番号などの情報は入っていないため、マイクロチップを装着した場合には、飼い主のデーターと照合するためのデータベースへの登録が必要となる。

◎迷子にならないための対策例

犬の場合

- 首輪と迷子札
- 鑑札や狂犬病予防注射済票（飼い犬は狂犬病予防法により鑑札の装着や年一回の予防注射、及び注射済票の装着が義務づけられている）
- マイクロチップ

猫の場合

- 首輪と迷子札（猫の首輪はひっかかりを防止するために、力が加わると外れるタイプがよい）
- マイクロチップ

マイクロチップとは？

- マイクロチップには、15 桁の数字（個体識別番号）が記録され、マイクロチップリーダー（読取器）をあてると、その数字が表示される。個体識別番号に関連づけられた飼い主情報を確認することで、飼い主を特定する。
- 直径2mm、長さ12mm 程度の円筒型で、動物の首の皮膚の下に専用注射器で挿入するもの。
- 一度装着すれば、首輪や迷子札のように外れて落ちたりする心配が少なく、より確実な身元証明になる。
- マイクロチップを装着した後は、必ず AIPO にマイクロチップ番号や連絡先などの登録手続を行い、転居等で登録情報が変更した場合は、変更手続きを行う必要がある。

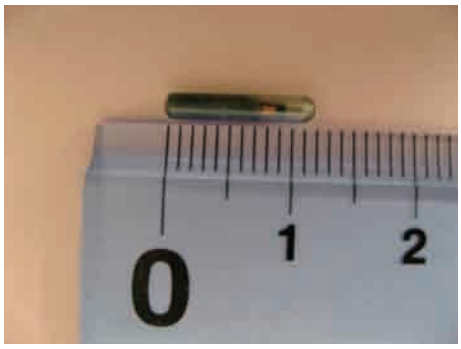

上、右上：マイクロチップリーダー
右下：マイクロチップ

(4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保

避難先においてペットの飼育に必要なものは、基本的には飼い主が用意しておくべきである。

避難指示等が出た場合、安全に避難場所まで避難できるように、リードやキャリーバック等の避難用品を準備しておく必要がある。

また、ライフラインの被害や緊急避難などに備え、ペットの避難に必要な物資の備蓄を行い、避難が必要な場合は、一緒に持ち出せるようにしておく。避難所等にペット用の救援物資が届くまでには時間がかかる場合があるので、少なくとも5日分(できれば７日分以上が望ましい。）は用意しておくとよい。特に、療法食等の特別食を必要としているペットの場合は、さらに長期間分の用意が必要である。

備蓄品には優先順位を付け、優先度の高いものは避難時にすぐに持ち出せるようにし、人の避難用品とともに保管する。

◎ペットを避難させるために必要な避難用品の例

犬の場合

- 首輪とリード（小型犬などはリードを付けた上でキャリーバックに入れるのもよい）

猫の場合

- キャリーバックやケージ（キャリーバックなどの扉が開かないように、ガムテープなどで周囲を固定するとよい）

◎ペット用の備蓄品と持ち出す際の優先順位の例

優先順位１　常備品と飼い主やペットの情報

- 療法食、薬
- フード、水（少なくとも５日分［できれば７日分以上が望ましい］）
- 予備の首輪、リード（伸びないもの）
- 食器
- ガムテープ（ケージの補修など多用途に使用可能）
- 飼い主の連絡先とペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預かり先などの情報
- ペットの写真（携帯電話に画像を保存することも有効）
- ワクチン接種状況、既往症、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報

優先順位２　ペット用品

- ペットシーツ
- 排泄物の処理用具
- トイレ用品（猫の場合は使い慣れたトイレ砂）
- タオル、ブラシ
- おもちゃ
- 洗濯ネット（猫の場合）など

東日本大震災での事例

震災初期にはペット用の救援物資を運ぶ車両が緊急車両として認められず、ガソリン不足も加わり救援物資がすぐに届かなかったという報告もある。

ペット用備蓄品の例

ペット用備蓄品（犬用）の例

ペット用備蓄品（猫用）の例

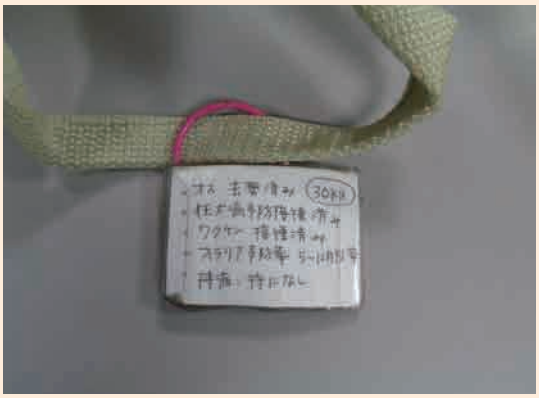

ペット用備蓄品保管袋に付けられた個体情報の例

(5) 避難所や避難ルートの確認等

飼い主は、避難指示等が出た場合に備え、住んでいる地域の防災計画や自治体の広報誌、ウェブサイト等で災害時の避難所の所在地や避難ルートを確認しておく。

また、避難所にペットを連れて行く際の注意事項も、あらかじめ管轄の自治体に確認しておく。

実際に家族でペットを連れて避難所へ行く訓練を行い、所要時間や危険な場所等をチェックしておくことで、より安全に避難することができる。

また、地域で災害対策の会合や避難訓練を行うときなどに、ペットを連れて避難する方法を地域住民で話し合っておくことが望ましい。

さらに、普段から近隣住民と良好な関係を築けるよう、コミュニケーションや飼育マナーに気を配るとともに、万が一の時にお互いに助け合えるよう、飼い主同士や近隣住民と防災について話し合っておくことも必要である。

避難所への避難以外にも、親戚や友人など、ペットの一時預け先も探しておくことが望ましい。

◎避難訓練でのチェックポイント

- 避難所までの所要時間
- ガラスの破損や看板落下などの危険な場所
- 通行できないときの迂回路
- 避難所でのペットの反応や行動
- 避難所での動物が苦手な人への配慮
- 避難所での飼育環境の確認

地域の避難訓練の事例

仙台市

平成 17 年より毎年 6 月 12 日に地域の防災訓練を実施している。その際には仙台市獣医師会とボランティアによるペットとの同行避難と動物救護所設営運用訓練も実施されている。

防災訓練におけるペット同行避難訓練の様子（仙台市）

(6) 災害時の心がまえ

人とペットの安全確保

もし、災害が発生した時は、まず自分の身の安全を第一とし、落ち着いて自分とペットの安全を確保する。突然の災害で、ペットもパニックになり、いつもと違う行動をとることがあるので、ペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに気をつける。その際、リードをつけたり、ケージに入れるなどして、ペットの安全に配慮する。

ペットとの同行避難

避難をする際には、飼い主はペットと一緒に避難する同行避難が原則となる。発災時に外出しているなどペットと離れた場所にいた場合は、自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示等を考えて、飼い主自身によりペットを避難させることが可能かどうかの判断が必要となる。

万が一、ペットとはぐれた場合には、ペットについての情報や避難時のペットの状況について、自治体の動物担当部署、警察等に届ける。

また、やむを得ずペットと一緒に避難できず、自宅等に置いてきた場合には、自治体の動物担当部署に相談する。

◎同行避難する際の準備の例

犬の場合

- リードを付け、首輪が緩んでいないか確認する。
- 小型犬はリードをつけた上で、キャリーバッグやケージに入れるのもよい。

猫の場合

- キャリーバッグやケージに入れる。
- キャリーバッグなどの扉が開いて逸走しないようにガムテープなどで固定するとよい。

避難所・仮設住宅におけるペットの飼育マナーと健康管理

避難所・仮設住宅では、様々な人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方もいることを認識しなければならない。これまでの災害では、ペットがいることによってつらい避難生活の中での心の安らぎや支えとなったという声がある一方、咬傷事故や鳴き声への苦情、体毛や糞尿処理など衛生面でトラブルになることもある。

避難所や仮設住宅では、ペットの飼育管理は飼い主の責任で行う。衛生的な管理を行うとともに、飼い主同士等で周りの人に配慮したルールを作ることも必要である。

また、ペットは、ストレスから体調を崩したり、病気が発生しやすくなるため、飼い主はペットの体調に気を配り、不安を取り除くように努める。

避難所では、周りの人への配慮が必要

避難所でのペットの飼育事例（東日本大震災）

避難所におけるペットの取扱いは様々であり、屋内で飼育が認められている場合やペット専用係留場が設置されている場合、また人とペットが車中生活するなど避難所により対応は異なっていた。

ペット専用係留所で飼育されている様子（岩手県）

屋内で飼育している様子（岩手県県南地域）

人とペットの同居テント（仙台市）

ペットとの車中泊（仙台市）

＜普及啓発の方法＞

飼い主に対して前述の事項を普及啓発するにあたっては、リーフレットの作成やウェブサイトでの公開、公報や回覧板等の活用、研修会の開催やペット同行も含めた避難訓練の実施など、あらゆる機会を通じて普及啓発に努める。

● 環境省「備えよう！いつもいっしょにいたいから」

災害時にペットと一緒に避難するために、普段から備えておくことや、避難所等で気をつけることなどをまとめた飼い主向けのパンフレット。

→ 環境省：http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2309a.html

＜普及啓発の方法＞

● 新潟県獣医師会「準備しておきたい防災グッズと心構え」

→新潟県獣医師会：http://www.niigatakenju.or.jp/05aigo/05pdf/bousai_new.pdf

●仙台市「避難訓練の際に配布している災害啓発のチラシ」

仙台市では、避難訓練の際に、災害が起こったときに備えて平常時から飼い主が準備しておくことについてまとめたチラシを配布している。

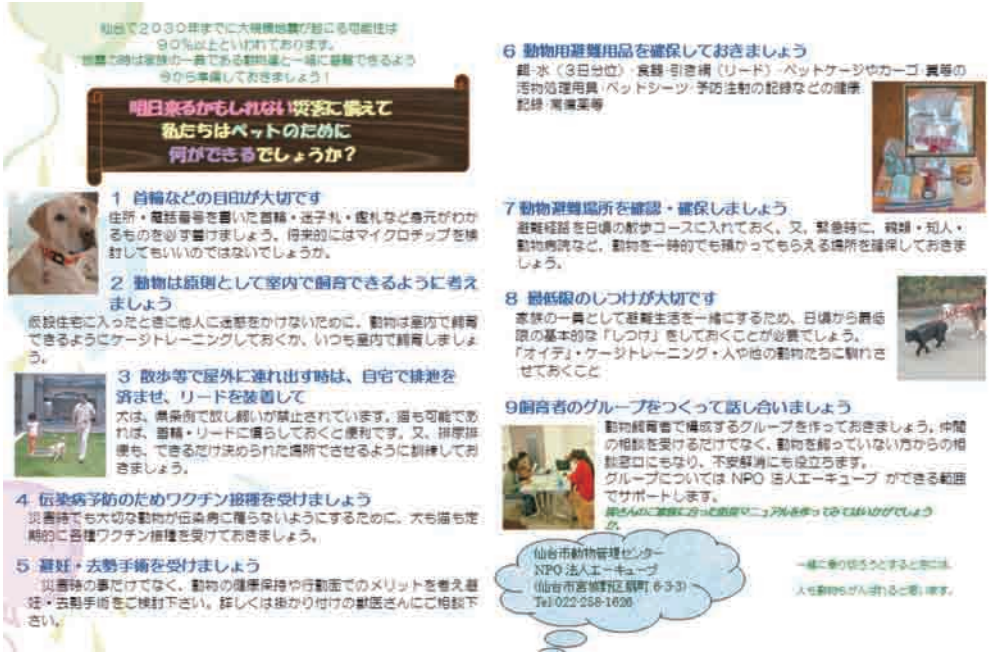

2 避難所・仮設住宅におけるペットの受け入れ配慮

自治体等では、飼い主がペットと同行避難する事を前提とし、避難所における受け入れや仮設住宅におけるペットとの同居について、体制を整備する必要がある。検討すべき事項としては、地域防災計画へのペット受け入れに関する記載や、避難所及び仮設住宅の設置者や管理者との調整、必要な支援物資の備蓄方法等が挙げられる。

(1) 避難所におけるペット同行避難者の受け入れ

避難所の設置者や管理者は、飼い主がペットを連れて避難してくることを想定した対策を取っておくことが必要である。そのため、避難所を選定する際に、ペットの飼育場所や飼育管理のルールについても検討しておくと、避難所においてペットに起因した避難者の苦情やトラブルを回避できる。

避難所は、動物が苦手な人やアレルギーを持っている人など様々な人が共同生活を送っている場所であるため、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭い等への配慮が必要である。

これまでの災害時対応では、ペットの飼育場所を別に確保して、人が生活する場所と分ける方法や、ペット飼育者とペット非飼育者の生活場所を分ける方法が採られているが、避難所の形態や地域における人とペットとの関わり方等を考慮して、地域に合った方法を検討する必要がある。

◎ 避難所へのペット受け入れにあたって検討が必要な項目の例

- 地域防災計画への、「避難所でのペット受け入れ」に関する記載
- 避難所の設置者や管理者との間での、避難所におけるペットの受け入れに関する取り決めの検討、または要請文書の送付
- 避難所でのペット飼育管理マニュアルの作成
- 必要な物資の備蓄

地域防災計画の記載例

新潟県（新潟県地域防災計画震災編　第３章 33 節「愛玩動物の保護対策」）

新潟県では、地域防災計画に避難所でのペットの受け入れについて記載している。

- 避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。

→新潟県：http://www.pref.niigata.lg.jp/bosaikikaku/1348002103309.html

震災対策編
第３章第 33 節
「愛玩動物の保護対策」

第 33 節　愛玩動物の保護対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村、公益社団法人新潟県獣医師会、社団法人新潟県動物愛護協会

1　計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

2　飼い主の役割

(1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

(2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

3　県の役割

(1) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。

(2) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。

(3) 動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。

(4) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援を行う。

(5) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

(6) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

(7) 必要に応じ、国、都道府県、政令市及び緊急災害時動物救援本部への連絡調整及び要請を行う。

4　市町村の役割

(1) 市町村は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。

(2) 避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。

(3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

避難所におけるペットの受け入れ事例（自治体で作成した手引き）

千葉県（「災害時における避難所運営の手引き」第５章　ペット対策）

千葉県では、各市町村向けに災害発生後における避難所の開設・運営について、手引きの中で、ペット対策についても言及している。

- 避難所におけるペット対策の必要性
- 避難所におけるペット収容の問題点（衛生面、鳴き声等の騒音面、糞尿の処理等、臭い）
- 避難所におけるペットの効用
- 避難所におけるペット対策の考え方（収容場所の決定、給餌等の世話に関するルールの決定）
- 他の支援団体等への要請
- ペットの救護活動
- その他

→千葉県：http://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/k/uenei.html

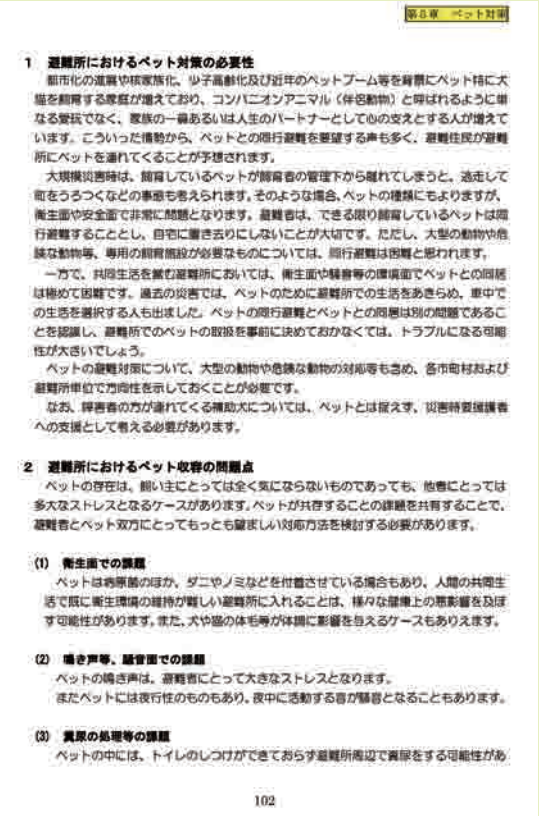

第5章　ペット対策

1　避難所におけるペット対策の必要性

都市化の進展や核家族化、少子高齢化及び近年のペットブーム等を背景にペット特に大型を飼育する家庭が増えており、コンパニオンアニマル（伴侶動物）と呼ばれるように単なる愛玩でなく、家族の一員あるいは人生のパートナーとして心の支えとする人が増えています。こういった情勢から、ペットとの同行避難を要望する声も多く、避難住民が避難所にペットを連れてくることが予想されます。

大規模災害時は、飼育しているペットが飼育者の管理下から離れてしまうと、逃走して町をうろつくなどの事態も考えられます。そのような場合、ペットの種類にもよりますが、衛生面や安全面で非常に問題となります。避難者は、できる限り飼育しているペットは同行避難することとし、自宅に置き去りにしないことが大切です。ただし、大型の動物や危険な動物等、専用の飼育施設が必要なものについては、同行避難は困難と思われます。

一方で、共同生活を営む避難所においては、衛生面や騒音等の環境面でペットとの同居は極めて困難です。過去の災害では、ペットのために避難所での生活をあきらめ、車中での生活を選択する人も出ました。ペットの同行避難とペットとの同居は別の問題であることを認識し、避難所でのペットの取扱を事前に決めておかなくては、トラブルになる可能性が大きいでしょう。

ペットの避難対策について、大型の動物や危険な動物の対応等も含め、各市町村および避難所単位で方向性を示しておくことが必要です。

なお、障害者の方が連れてくる補助犬については、ペットとは捉えず、災害時要援護者への支援として考える必要があります。

2　避難所におけるペット収容の問題点

ペットの存在は、飼い主にとっては全く気にならないものであっても、他者にとっては多大なストレスとなるケースがあります。ペットが共存することの課題を共有することで、避難者とペット双方にとってもっとも望ましい対応方法を検討する必要があります。

(1)　衛生面での課題

ペットは病原菌のほか、ダニやノミなどを付着させている場合もあり、人間の共同生活で既に衛生環境の維持が難しい避難所に入れることは、様々な健康上の悪影響を及ぼす可能性があります。また、犬や猫の体毛等が体調に影響を与えるケースもありえます。

(2)　鳴き声等、騒音面での課題

ペットの鳴き声は、避難者にとって大きなストレスとなります。

またペットには夜行性のものもあり、夜中に活動する音が騒音となることもあります。

(3)　糞尿の処理等の課題

ペットの中には、トイレのしつけができておらず避難所周辺で糞尿をする可能性があ

102

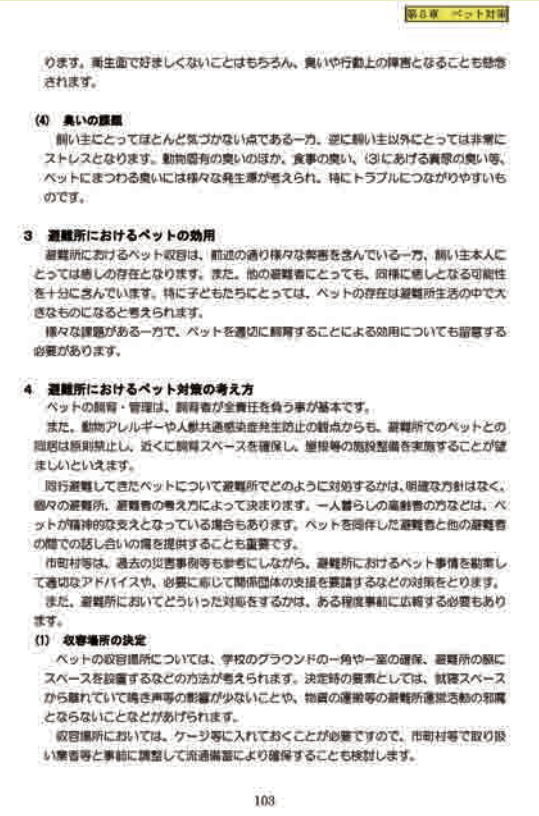

第5章　ペット対策

ります。衛生面で好ましくないことはもちろん、臭いや行動上の障害となることも懸念されます。

(4)　臭いの課題

飼い主にとってほとんど気づかない点である一方、逆に飼い主以外にとっては非常にストレスとなります。動物固有の臭いのほか、食事の臭い、(3)にあげる糞尿の臭い等、ペットにまつわる臭いには様々な発生源が考えられ、特にトラブルにつながりやすいものです。

3　避難所におけるペットの効用

避難所におけるペット収容は、前述の通り様々な弊害を含んでいる一方、飼い主本人にとっては癒しの存在となります。また、他の避難者にとっても、同様に癒しとなる可能性を十分に含んでいます。特に子どもたちにとっては、ペットの存在は避難所生活の中で大きなものになると考えられます。

様々な課題がある一方で、ペットを適切に飼育することによる効用についても留意する必要があります。

4　避難所におけるペット対策の考え方

ペットの飼育・管理は、飼育者が全責任を負う事が基本です。

また、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点からも、避難所でのペットとの同居は原則禁止し、近くに飼育スペースを確保し、簡易等の施設整備を実施することが望ましいといえます。

同行避難してきたペットについて避難所でどのように対処するかは、明確な方針はなく、個々の避難所、避難者の考え方によって決まります。一人暮らしの高齢者の方などは、ペットが精神的な支えとなっている場合もあります。ペットを同伴した避難者と他の避難者の間での話し合いの場を提供することも重要です。

市町村等は、過去の災害事例等も参考にしながら、避難所におけるペット事情を勘案して適切なアドバイスや、必要に応じて関係団体の支援を要請するなどの対策をとります。

また、避難所においてどういった対応をするかは、ある程度事前に広報する必要もあります。

(1)　収容場所の決定

ペットの収容場所については、学校のグラウンドの一角や一室の確保、避難所の脇にスペースを設置するなどの方法が考えられます。決定時の要素としては、就寝スペースから離れていて鳴き声等の影響が少ないことや、物資の運搬等の避難所運営活動の邪魔とならないことなどがあげられます。

収容場所においては、ケージ等に入れておくことが必要ですので、市町村等で取り扱い業者等と事前に調整して流通備蓄により確保することも検討します。

103

避難所におけるペットの受け入れ事例（要請文の発出）

新潟県（新潟県中越沖地震）

新潟県では、ペット同行避難者への対応依頼にかかる文書を発出。避難所設置主体である市町村の動物担当、防災本部および避難施設管理責任者に対して被災者のペット同行避難にかかる要望を伝え、家族の一員であるペットと暮らせるような配慮を求めた。

具体的には、関係者との話し合いにより、避難施設ごとにペット受け入れの支障となる要因を一つずつ排除し、県（保健所）によるフォロー体制をとることでペットの受け入れ体制を整えた。

(2) 仮設住宅におけるペットとの同居

東日本大震災では、多くの自治体において仮設住宅でのペットの飼育を可とする方針が示されたものの、実際にペットとの同居に結びつかなかった事例も多数みられた。その理由として、「他の入居者や仮設住宅の自治会での承認が得られなかった。」、「仮設住宅での飼育ルールとして挙げられた室内飼いの規則にそぐわない犬（大型犬、室内に慣れていない犬等）を飼育していた。」等があげられることから、地域の飼育状況に応じた仮設住宅でのペット受け入れ方針を検討する必要がある。

これまでの災害時対応では、室内飼いをペット同居の条件とした例や、ペット飼育者専用の仮設住宅を設置した例、仮設住宅の近隣にペット飼育施設を設置した例があった。

鳴き声や糞尿等、仮設住宅において想定されるトラブルと地域の状況を考慮して、仮設住宅でのペットの飼育ルールを検討する必要がある。

◎仮設住宅へのペット受け入れにあたって検討が必要な項目の例

- 地域防災計画への「仮設住宅でのペット受け入れ」に関する記載
- 仮設住宅の設置者や管理者との間での、仮設住宅におけるペットの同居に関する取り決めの検討、または要請文書の送付
- 仮設住宅でのペットの飼育ルールに関する検討
- ケージ等必要な物資の備蓄

東日本大震災での事例

- 東日本大震災では、被災した自治体及び他自治体からの被災者を受け入れた自治体において、避難所や仮設住宅でのペットの受け入れに関する方針が無い、または受け入れを認めない自治体もあり、避難所に入れず車両の中でペットと生活する被災者が生じる原因の一つとなった。
- 避難所や仮設住宅の設置主体となった市町村の担当部署と動物愛護管理の担当部署との間で、ペットの受け入れに関する取り決めのある自治体が少なく、体制整備が必要であるとの意見があった。

仮設住宅におけるペット受け入れ事例（要請文の発出）

岩手県（東日本大震災）

岩手県災害時動物救護本部は沿岸被災 12 市町村あてに、避難所及び仮設住宅において家庭動物の飼育を許可する環境を整えるよう要請文を発出した。

また、要請があれば、岩手県災害時動物救護本部が動物の飼育に必要なペットフード、ケージその他の用具についての手配及び飼育管理に係る指導・助言等について支援を行う旨を併せて連絡した。

3 動物救護体制の整備、動物救護施設の設置に係る検討

近年増加するペット飼育人口を考えると、災害が発生した場合、ペットと同行避難する避難者の数は少なくないと考えられる。こうしたペット同行の被災者が避難所に避難してきた際に混乱が生じないように、あらかじめ自治体内の関係部署はもとより関係機関等と調整し、民間団体の協力も仰いで、受け入れ時の対応を検討しておくことが望ましい。

また、発災直後は、たとえ動物愛護担当部署であっても被災住民への支援対応に追われる可能性が大きく、行政のみでは迅速な対応が困難な場合も十分に考えられる。このような事態に備え、自治体等は平常時より関係団体やボランティア等との連携体制を構築し、初動要員の確保や被災動物の情報収集が行えるようにしておくことが望ましい。またそのために、災害時協定や現地動物救護本部等の設置を含めた役割分担など、災害時の対応を事前に検討しておくことが望ましい。

さらに、動物救護施設の設置が必要となる場合もあるので、あらかじめ関係機関等と調整して設置場所（候補地）を選定しておくことが望ましい。

（1）動物救護体制の整備に係る検討

◆ 動物救護体制の整備における検討内容の例

- 現地動物救護本部等の組織体制
- 緊急連絡体制の整備
- 動物病院への協力要請
- 必要な物資の確保、配布
- ボランティアの活用
- 義援金の募集
- 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育支援等
- 保護が必要な動物への対応
- 情報収集・広報活動

現地動物救護本部等の組織体制

現地動物救護本部等は、災害発生時に、自治体、地方獣医師会、民間団体、企業等が連携して動物救護活動を実施することを目的として設置される。

現地動物救護本部等の設置にあたっては、地域防災計画で各構成団体の役割を明記し、あらかじめ災害時協定を結んでいる場合が多い。実際に災害が起こると、自治体は被災者の対応に人員を割かれ、初動対応が遅れる可能性もあるが、こうした事前の取り決めにより役割分担を明確にしておくことで、適切な動物救護活動を行うことが可能になる。

また、組織体制については、行政主体で取り組むケースや、民間団体が中心となり行政が側面で支えるケースなど、地域の実情に応じて動物救護体制を構築することが望ましい（災害時協定に関する様式は、資料１を参照）。

現地動物救護本部等の組織体制の例

岩手県

岩手県では、岩手県災害時動物救護本部を設置するとともに、広域振興局の保健福祉環境部、県獣医師会各支会等に地域支部を配置し、救護本部を構成するそれぞれの構成団体が役割分担を行い、「被災動物保護班」、「被災動物医療班」、「被災動物支援班」を編成し、調整、連携を図りながら動物救護活動を行った。

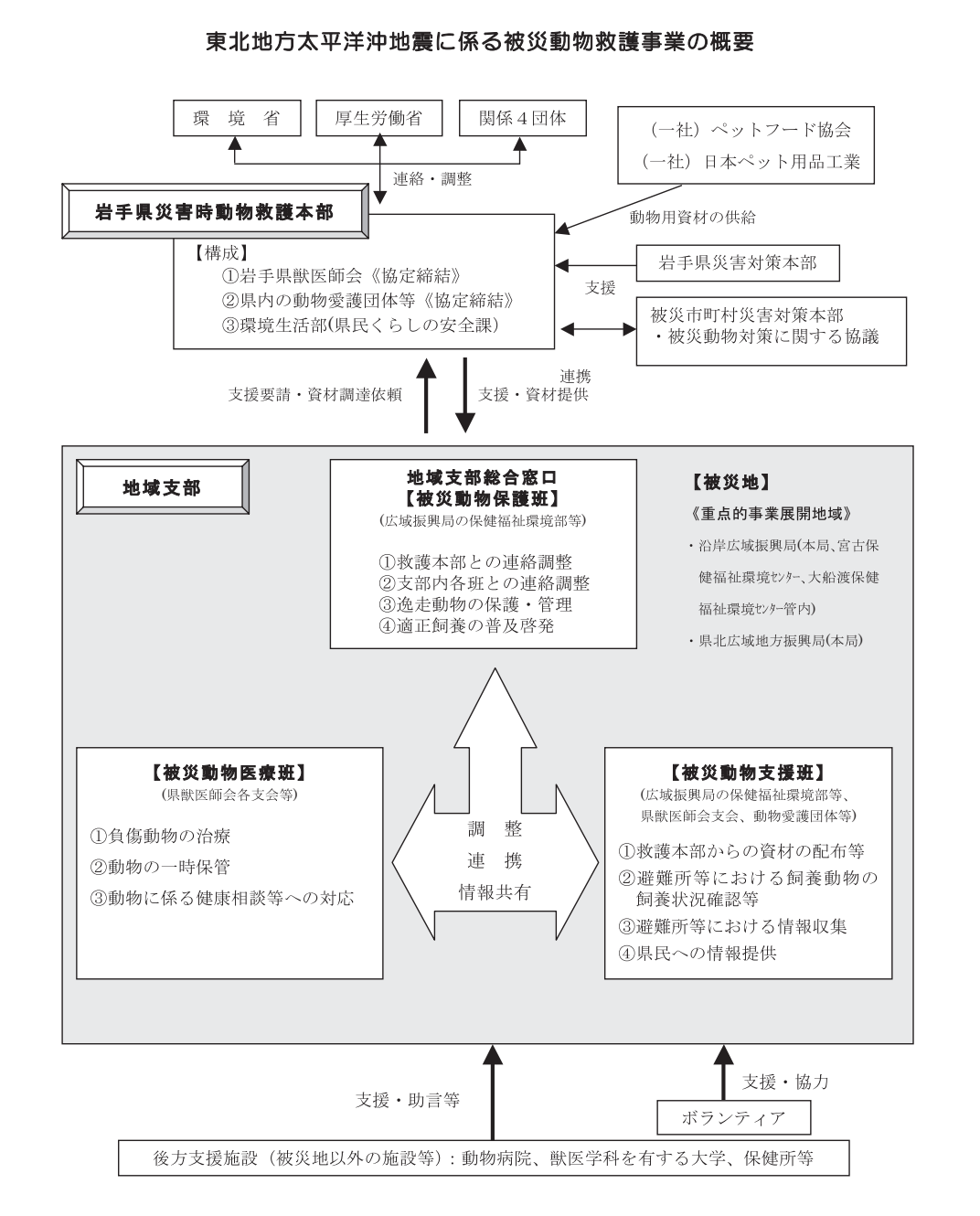

現地動物救護本部等の組織体制の例

東京都

東京都は、平成 12 年に発生した三宅島噴火災害の際は、自ら被災自治体として動物救護活動にあたった。平成 23 年の東日本大震災では、被災地から避難してきたペット同行避難者の支援を行っている。

これらの災害時には、（公社）東京都獣医師会、（社）東京都家庭動物愛護協会、（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本愛玩動物協会の5団体が構成団体となる「動物救援本部（三宅島噴火災害動物救援本部・東日本大震災東京都動物救援本部）」が設置された。

東京都はこの動物救援本部を支援する立場から、情報の提供、動物救護活動の支援及び活動の拠点となる「動物救援センター」の設置等を行った。

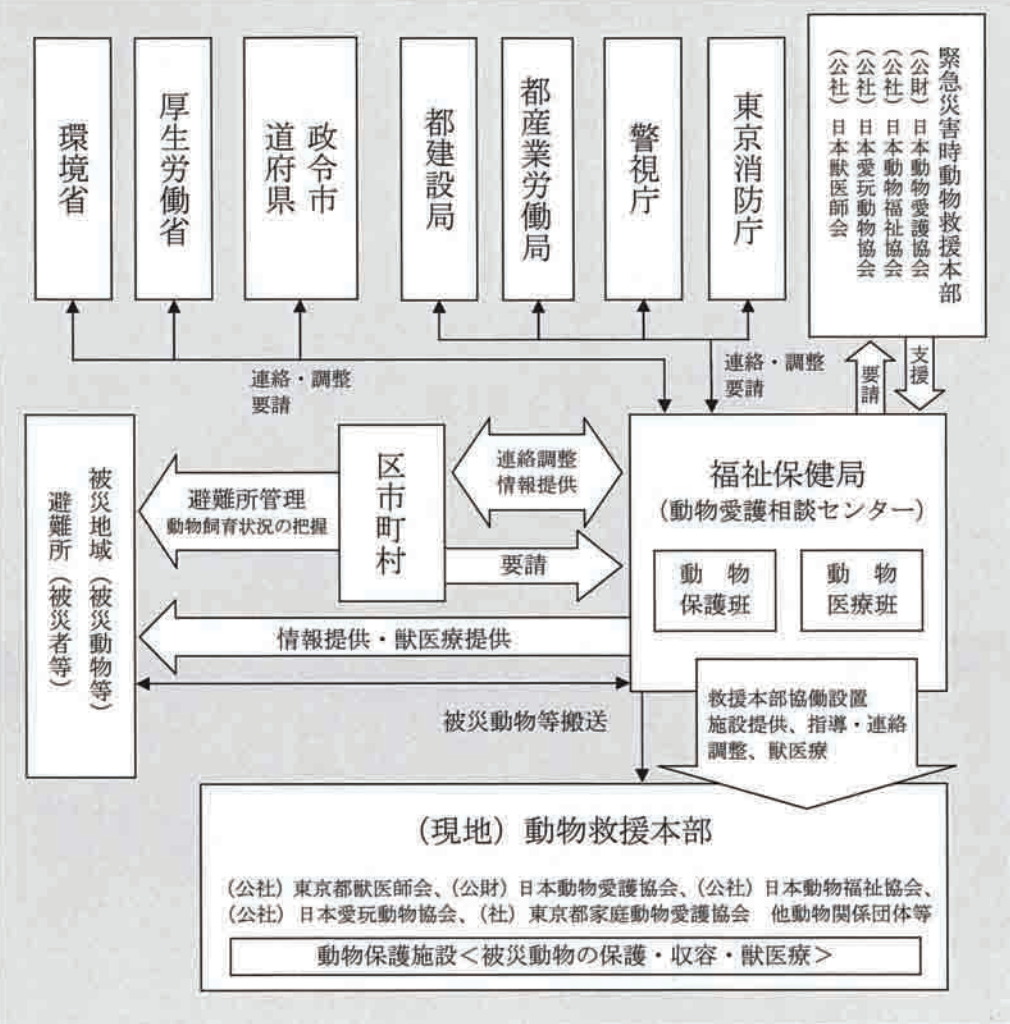

現地動物救護本部等の組織体制の例

新潟県

新潟県では、災害発生時の「動物との同行避難」の方針を示し、避難所や仮設住宅でのペット受け入れに関する調整を、市町村の避難所設置・管理担当部署等に対して行い、避難所や仮設住宅でのペットの飼育支援については、県（保健所）がフォローするということで、受け入れ体制を整えた。

体制整備にあたっては、災害時の動物救済本部構成団体として県獣医師会や地元の動物愛護団体と協力関係を築き、各種の支援を行っている。

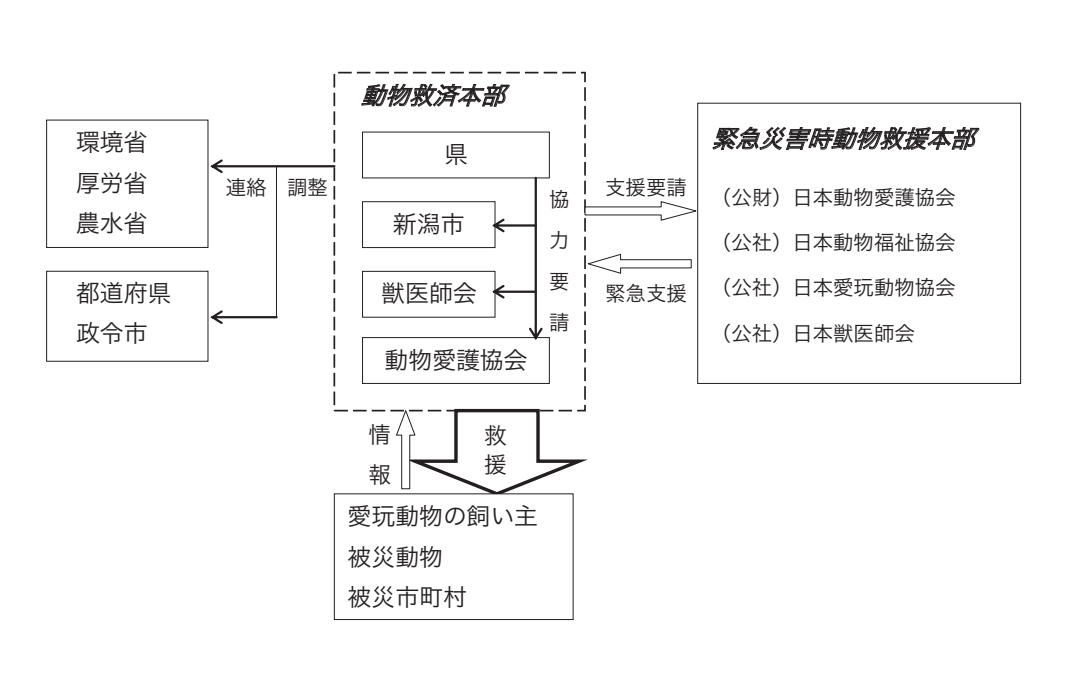

緊急連絡体制の整備

災害発生時に、現地動物救護本部等の構成団体・機関及び関係市区町村等と速やかに連絡調整を行えるよう、緊急連絡体制の整備を行い、緊急連絡網を関係者間で共有しておくことが望ましい。

動物病院への協力要請

負傷動物等の応急治療、一時預かりまたは動物病院を介した譲渡活動等のため、近接する地方獣医師会に対して協力を要請するなどを検討する。

動物病院への一時預かりの協力要請は、地方獣医師会と災害時協定を交わす際に、検討しておくとよい。

また、施設の設備状況により必要な治療が行えなかったり、収容動物が重症の場合等は、近隣の動物病院へ搬送できるように、連携体制を検討しておく必要がある。

必要な物資の確保、配布

平常時より、自治体が設置している動物愛護センター、保健所等にペットフード等の備蓄品を用意しておくことが望ましい。

災害時に、備蓄品のみでは不足する場合は、緊急災害時動物救援本部等に救援物資の配布を要請したり、独自に救援物資の募集を行い、不足した物資を調達する必要が生じる。

備蓄品及び救援物資は、避難所等支援が必要なところに配布するとともに、在庫管理を行う。その際、届いた救援物資は仕分けされていない場合も多いことから、あらかじめ仕分け作業を効率的に行う方法等を検討しておく。

平常時における物資の確保の例

福島県

福島県では災害に備え、平成１８年度からペットの救護に必要な物資の備蓄を行い、県内５箇所の保健所に分散して保管し、災害発生時に、被災地に配布する体制を整えていた。備蓄していた品目と数量は以下の通り。

ペットフード	ドッグフード　500kg	キャットフード　125kg	
ケージ	50 台（大 25　小 25）		
餌入れ・水入れ	50 本（大 25　小 25）		
首輪	50 本（細 25　太 25）		
係留用チェーン	50 本（細 25　太 25）		
動物保護用麻酔薬	セラクタール 500ml	ドミトール 150ml	アンチセダン 150ml
薬浴用水槽	5　（500 リットル）		

ボランティアの活用

動物救護活動を円滑に行うためには、現地動物救護本部等を始め関係機関･団体の協力以外にボランティアの応援が必要となる。そのため、現地動物救護本部等は、自治体または自らが行う救護活動の内容を十分に把握し、ボランティアへの協力依頼方法や活用方法をあらかじめ検討しておく。

ボランティア募集の例

千葉県

千葉県では、千葉県災害時動物救護活動ボランティアの登録を実施していたことで、被災動物への動物救護に関する協力依頼を行うことができた。

千葉県災害時動物救護活動ボランティアは事前に動物の適正な飼育や災害時の活動などについて講習を受講しており、講習会を受講すると千葉県災害時動物救護活動ボランティア登録証が交付される。活動に従事する時は登録証を携帯しなければならないとしている。

また、千葉県は、千葉県動物救護本部ボランティアも募集し人材の確保をした。千葉県動物救護本部ボランティアについては、県衛生指導課でボランティア協力者を把握して、協力が必要な場合には直接交渉し被災動物の一時預かり及び世話を依頼することとしていた。

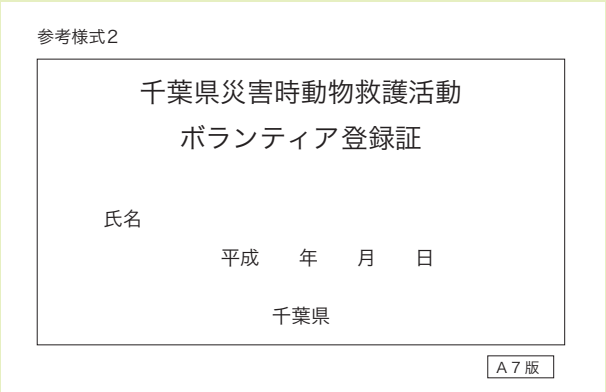
参考様式２

千葉県災害時動物救護活動
ボランティア登録証

氏名

平成　　年　　月　　日

千葉県

Ａ７版

千葉県災害時動物救護活動ボランティア登録証

千葉県動物救護本部ボランティア登録要領

1　目　的
東日本大震災の被災者及び被災動物への支援のため、動物救護活動に係るボランティアを受け付け、その登録及び活動について必要な事項を定める。

2　登録実施団体
千葉県動物救護本部（以下「本部」という。）

3　名称及び登録期間
ボランティアの名称は「千葉県動物救護本部ボランティア」（以下「ボランティア」という。）とし、登録期間は、登録日から平成24年3月31日までとする。

4　活動内容
（1）動物の一時預かり
（2）避難所での動物の世話
（3）その他、本部が必要と認めたもの

5　登録方法
（1）登録を希望する団体・個人は、別紙「動物救護本部ボランティア登録用紙」に必要事項を記載し、本部事務局まで、電話、ファクシミリ、インターネットメール等で届け出るものとする。
（2）本部事務局は、登録用紙により必要事項を把握したうえでボランティア登録を行う。

6　活動の依頼
本部事務局は、登録用紙に記載された情報と被災動物等の情報を照合し、ボランティアとの調整を行ったうえで、活動を依頼する。

7　ボランティア活動保険への加入
本部は、ボランティアを登録するにあたり、ボランティア活動保険に加入する。

8　個人情報の管理
登録された個人情報等は、ボランティア活動に関する情報提供のみに使用する。

参考様式1

ボランティア登録用紙

受付No.	

□一般ボランティア
□一時保管ボランティア

受付日	平成　　年　　月　　日	受付者	

［申込者］

氏　名	年齢　　才　　男・女
現住所	
職　業	
連絡先	電話　　携帯電話 その他
緊急時連絡先	氏名　　続柄 住所　　電話

［活動可能予定日等］

期　間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日						
曜　日	日	月	火	水	木	金	土
時間帯	時　～　時						

［希望活動内容］一般ボランティア

被災動物の世話	給餌、運動、手入れ、清掃・消毒、健康チェックなど
施設の運営維持	作業衣の洗濯・補修、施設・設備の拡充・補修など
事務管理	被災動物の飼育者との連絡調整、ボランティアとの連絡調整
その他	

［一時保管］一時保管ボランティア

保管の場所	
動物の種類	犬、ねこ、その他（　　）
保管可能頭数	頭
保管方法	

（その他）

1

千葉県動物救護本部ボランティア登録要領（左）と登録用紙（右）

義援金の募集

動物救護活動に必要な資金は、主に義援金を活用する場合が多いことから、自治体等は義援金の募集方法等を検討し、寄付者にわかり易い表現で使用目的を明示して募集を行うことが望ましい。

避難所・仮設住宅におけるペットの飼育支援等

飼い主が避難所や仮設住宅において適正な飼育管理を行えるように、自治体等は次のような支援や指導などを検討しておく。

◆検討内容の例

- 避難所や仮設住宅におけるペットの飼育状況や必要な支援等の情報収集
- 避難所や仮設住宅でのペットの適正な飼育等の指導
- ペットの飼育・健康相談の受付
- ペットフード、ケージ等のペット用品の提供・貸与

保護が必要なペットへの対応

災害時は、飼い主とはぐれたペット、負傷動物等の救護や、動物救護施設等での飼育管理を行いながら、元の飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡等を行う必要がある。また、飼い主自身が飼育管理を行えない場合は、一時預かりを行う必要がある。

飼い主と連絡が取れない場合や飼い主が飼育できない状況等も想定し、関係団体と連携し一時預かりや新たな飼い主への譲渡が可能な体制整備について検討しておく。

また、譲渡対象となる動物の多くは成犬、成猫であるため、対象動物が多くなるほど、譲渡活動が困難な場合が考えられる。これまでの災害においても、飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡を進めることが動物救護活動を終息させる一つの基準になることから、自治体または現地動物救護本部等は、積極的な譲渡に係る広報活動を行うとともに、動物病院、動物愛護団体、近隣自治体、近隣の地方獣医師会等幅広い協力が得られるよう、連携体制を整える必要がある。このため、以下について検討しておく。

◆ 検討内容の例

- 負傷動物の救護
- 放浪動物の保護・収容
- 飼い主からの依頼に基づく一時預かり
- 飼い主への返還
- 新しい飼い主への譲渡

情報収集・広報活動

現地動物救護本部等は、当該災害の状況や被災動物の状況について、被災地域の市区町村や災害対策本部等、関係者等から速やかに情報の収集を行うとともに、飼い主等に対して、適宜、情報提供を行う必要があるため、情報の収集、提供方法を検討しておく。

(2) 動物救護施設の設置に係る検討

災害時に、飼い主からの一時預かりや負傷動物の治療、保護・収容した放浪動物等の飼育管理などを一定の期間行う場合に、動物救護施設の設置が必要となる場合がある。

動物救護施設は、設置、運営、撤収にかかる費用や、設置までの各種調整に要する時間等を考えると、災害時も飼い主とペットが一緒にいることができる環境を整えた方が、費用・労力の面で負担を軽くすることができる。そのため、動物救護施設の設置にあたっては、災害の規模や被災動物の収容状況を考慮しつつ、まずは、動物愛護センター等既存の施設を救護活動の拠点とし、収容限界を超える場合は、地域の状況に応じて、一時預かりや譲渡の受け入れ先として動物病院やボランティアの協力を得ながら活動を行える体制を検討する。

また、動物救護施設の増設または新設が必要となった場合、動物救護活動を続けながら、迅速に候補地や施設を見つけることは困難を極める。特に、災害の規模が大きいほど、既存施設は人の避難所や仮設住宅として優先的に使用される可能性があることから、ますます厳しくなることが予想される。そのため、動物救護施設の設置候補地は、ライフライン等も含め、あらかじめ関係機関等と調整して、選定しておくことが望ましい。

動物救護施設の形態

●既存の施設を利用した例

仙台市（東日本大震災）

仙台市では、仙台市動物管理センターや動物病院などの既存の施設で負傷動物や逸走動物の保護・収容を行ったため、新たな動物救護施設の設置にまでは到らなかった。

仙台市動物管理センター

動物救護施設の形態

●既存施設の敷地内に設置した例

宮城県（東日本大震災）

宮城県では、宮城県動物愛護センター敷地内のドッグランの場所に、新たに県災害動物保護センターを設置し、保護された動物の収容を行った。

宮城県災害動物保護センター

●新たに場所を選定し設置した例

いわき市（東日本大震災）

いわき市では、民有地を借り上げ、いわき市ペット保護センターを設置した。他市から避難した被災者のペットも受け入れ、飼育管理は飼い主とボランティアにより実施している。

いわき市ペット保護センター